

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度GX推進室カラー高速複合機保守業務
発注課	まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室
選定事業者	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、令和6年4月1日に借受を開始した富士フイルムビジネスイノベーション（株）（旧社名：富士ゼロックス（株））製の複合機の保守業務である。同社製の機種を修理するには、保守業務を含めた特約店契約を締結している必要があるが、現在札幌市内に保守業務を含む特約店契約をしている業者は存在せず、上記事業者以外で保守業務を行える事業者は存在しない。また、仮に、上記事業者以外で保守業務を含む特約店契約をしていない事業者が富士フイルムビジネスイノベーション（株）製の機種を修理した場合は、本市による改造とみなされ、その後の修理を同社に依頼することができなくなる。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは上記事業者に特定されるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定随意契約により実施することとし、相手方を上記事業者を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）
決定確認欄	令和8年3月3日

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、出席委員欄及び決定確認欄（委員長欄及び書記欄を含む。）に斜線を引いて使用すること。